

# ひょうご男女共同参画ニュース

3/8

平成30年度 ひょうご女性の活躍推進会議開催

兵庫県では、「女性の活躍」を一層促進していくため、様々な分野で活躍する女性や経済・労働団体の代表者等で構成する「ひょうご女性の活躍推進会議」を平成27年7月に発足。構成団体等が連携・協働しながら女性活躍促進に取り組んでいます。

3月8日、神戸市中央区のラッセホールにおいて平成30年度の会議を開催しました。はじめに事務局から、女性活躍地域セミナーや労働局と連携して実施した中小企業向け行動計画策定連続講座といった県の取組を報告。続いて、県内企業への訪問等を通じて支援に携わる女性活躍推進専門員から、業種や規模、地域によって企業が抱える課題は異なるため、多様な提案が求められていることが報告されました。

また、事務局から「女性の活躍企業育成プロジェクト」や「企業における女性活躍推進グループ活動への支援」等の新規事業を含む平成31年度事業計画について説明し、効果的な実施に向けた団体間の連携・協働の方策等について協議しました。

さらに、意見交換では「女性活躍や働き方改革の推進には、企業トップの意識が重要」「改革を推進



した企業の負担とならない取組を」「多様な価値観やライフスタイルに基づいたロールモデルの提示が必要」といった意見が出されました。

これらの意見を受け、女性活躍の一層の推進に向けて、効果的な情報発信、トップへの働きかけや職業教育・キャリア教育による意識改革等について、構成団体が連携を強化しながら取り組んでいくことを合意しました。

なお、同会議のこれまでの活動については、以下のホームページをご確認ください。

<https://w-hyogo.jp/infomation/>

(問) 県男女家庭課 078-362-3160

## 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行されます

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が、平成30年7月6日に公布され、平成31年4月1日から順次施行されます。

今回の改正は、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じるものです。

〇〇☆\*.\*。\*。〇〇改正のポイント〇〇☆\*.\*。\*。〇〇

### 1. 時間外労働の上限規制を導入

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は2020年4月1日～

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

【適用猶予・除外の事業業務】

自動車運転の業務	改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。上限時間は、年960時間とし、将来的な一般則の適用について、引き続き検討。
建設事業	改正法施行5年後に、一般則を適用（ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月80時間内の要件は適用しない。この点についても、将来的な一般則の適用について、引き続き検討）。
医師	改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。具体的な上限時間等は省令で定めることとし、医療界の参加する検討の場において、結論を得る。
鹿児島県及び沖縄県における砂精製造業	改正法施行5年間は、1か月100時間未満・複数月80時間内の要件は適用しない。
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導（※）、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない。

### 2. 年次有給休暇の確実な取得

施行：2019年4月1日～

使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

### 3. 不合理な待遇差の禁止

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は2021年4月1日～

同一企業内において、正社員と非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

【働き方改革関連法に関する相談窓口】

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制、年次有給休暇に関する相談。
都道府県労働局 【パート・有期雇用労働者】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者】 需給調整事業部（課・室）	正社員と非正規社員（パートタイム労働者・有期労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談。

詳しくは厚生労働省のホームページで確認ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

※行政官庁は、当分の間、中小事業主に対し新労基法第36条第9項の助言及び指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮するものとする。（経過措置）

(問) 県男女家庭課 078-362-3160



## イーブン事業報告

### 第22期男女共同参画アドバイザー養成塾実施企画（3/16）

「～朗読劇と事例から学ぶ～ 地域で活躍する女性リーダーを増やそう！！」



3月16日（土）イーブンセミナー室において第22期男女共同参画アドバイザー養成塾修了生のグループ「共同参画お助け隊」が企画した標題のセミナーを開催しました。

まず、同グループが「それは女のすることちゃうやろってホンマなん」と題する朗読劇を披露し、固定的性別役割分担意識が地域社会に根強く残っている様子と、そうした偏見を乗り越え自治会で女性会長が選ばれていくまでをコミカルに演じました。参加者からは「よくある光景を的確にとらえている」



「とても分かりやすく、実際の地域でも広がりやすいように」等の感想が寄せられました。

次いで、パネルディスカッションと意見交換会を行い、地域社会で女性リーダーを増やしていく

取り組みの重要性について理解を深めました。

コーディネーターは、NPO法人SEAN理事長の小川真知子さん、パネリストは、元丹波市市長島自治会長の荻野美恵子さん、宝塚市小浜自治会長の吉村雅子さんと同市小林自治会長の古村福子さんでした。



コーディネーターが、3人のパネリストが語る実体験に基づいた数々のエピソードを巧みに引き出し、参加者からは「パネリストの方のお話が自然につながって、女性がリーダーになることの意義がとても良くわかった」等の感想が寄せられました。参加者アンケートでは、朗読劇、パネルディスカッションとも92%以上の参加者が「よかった」と回答しており好評でした。



（問）県立男女共同参画センター 078-360-8550



## 県の動き

### 女性活躍地域セミナーを開催しました（但馬、丹波、淡路）

社会が多様化し、少子高齢化が進行する中で、企業の持続的な発展には女性の活躍が不可欠であることから、経営者や女性社員等を対象とした「女性活躍地域セミナー」を但馬、丹波、淡路地域で開催し、延べ187人が参加されました。

株式会社ICB 代表の瀧井智美さんが「女性社員の活躍を企業の発展につなげる」と題して講演。日本の女性活躍を阻む要因として、①採用、②育成、③就労継続、④昇進の時に見られる4つの壁について紹介。この大きな原因のひとつとして、性別役割分担意識を挙げ、性差を認めながら相互理解を深め、それぞれが作っている障壁を取り除くことで、女性活躍の推進が可能とされました。

一方で、充実した両立支援制度や職場での過剰な配慮が、女性の就労へのモチベーション維持を妨げている可能性についても触れ「上司はスポンサーとなり、女性の可能性を引き出して欲しい。研修や社外の女性社員とのネットワークなどを通して女性を育成するほか、女性からの提案を組織づくりに反映させるなど、女性に『働きがい』を提供することが就労継続には重要」とされました。

さらに、女性活躍に積極的に取り組み成果を

あげている企業の先進事例を交えながら、『女性活躍』を起点とした働きやすい環境づくりは、性別・年齢・国籍に関係なく誰もが働きやすい職場環境につながる。一朝一夕にはできないものではないが、取組を継続して欲しいとされ、会場の女性には、自分で自分の幅を狭めないで欲しいとエールを送られました。

続いて、「女性活躍の推進に向けて」と題して、地元で女性活躍に積極的に取り組む企業の経営者や活躍する女性管理職等による座談会を開催。登壇者から、ちょっとした取組の積み重ねで、誰もが働きやすい職場環境が整いつつあることが紹介されました。参加者からは、「社員が少ない企業でも、工夫して取り組んでいることがあった」「自分の会社でも取り組めそうなものがあり、参考になった」といった感想が寄せられました。



▲座談会の様子（丹波地域）

（問）県男女家庭課 078-362-3160



## 「女性活躍推進センター」の活動を紹介します！

県内の女性活躍を推進するために、平成28年、県立男女共同参画センター内に女性活躍推進センターを設置。女性活躍推進専門員3名が相談・助言等のさまざまな取組みを実施しています。

お気軽にご相談ください。問い合わせ先 ☎078-360-8550



### 1. 企業訪問（約300社 平成31年3月現在）

先進事例の紹介、職場風土の改善、社内研修の企画等の様々なご相談に応じます。

### 2. 専門講師の派遣（約80社 同現在）

社内研修を実施する企業に、テーマに応じたより専門的な講師を無料で派遣します。

（テーマ例：ハラスメント、キャリアアップ、両立支援、コミュニケーション等）

### 3. ロールモデルの紹介（約40名 同現在）

専門員が企業で出会った、イキイキと働く女性をインタビューしてHPで紹介します。

<https://w-hyogo.jp/interviews/>

### 4. 各種セミナーの実施

女性活躍の最新情報の取得や企業の枠を超えたネットワークづくりを目的とし、社員の外部研修として活用いただけます。

#### 【キャリアとネットワークづくりセミナー】

女性リーダーに必要なスキル習得と、働く女性のネットワークを形成する連続講座。

講義＋ワークショップ

#### 【行動計画策定セミナー】兵庫労働局との共同事業

自社のニーズに対応した、女性活躍行動計画を策定しを支援する連続講座。

セミナー＋企業への個別支援

その他、大学生へのキャリア講座や、社内外の女性グループ立ち上げや活動支援も実施。

「女性活躍を推進したい…」と思った時は、女性活躍推進センターまでお問い合わせください。

（問） 県立男女共同参画センター 078-360-8550

## ◆◆平成30年（第3回）ひょうご女性の活躍企業表彰 受賞企業紹介◆◆

～男性の約6割が育児休業を取得するなど、男性も家庭に参画しやすい風土～

- 会社名：株式会社フェリシモ（神戸市中央区）
- 代表者：代表取締役 矢崎 和彦
- 事業内容：ファッション雑貨などのダイレクトマーケティング事業
- 従業員数：808人（平成31年3月末時点）
- URL：<https://www.felissimo.co.jp/>



1965年に設立。社名は、ラテン語に由来する「最大級で最上級のしあわせ」を意味し、顧客のしあわせな毎日をお手伝いする商品やサービスを企画しています。

女性従業員が全体の約8割を占め、また、子育て中の30代、40代が中心となっていることから、2013年より、時間当たりの生産性を高めるために、効率よく働く社員にインタビューし、「会議時間は1時間以内」のルール化や、社内資料の共有化、スケジュール（仕事）の見える化、週2回のノー残業デーなどのワークスタイル改革を総務部主導で推進。改革が浸透したことで残業時間の縮減が実現し、従来は残業することが前提だった総務部に子育て中の短時間勤務の女性社員が配

属されるなど、女性の職域拡大が実現しています。また、現在29.6%の女性管理職比率を2025年までに40%とする目標を設定し、育児休業取得後の女性社員のモチベーション維持のための人材教育の取り組みを始めています。

性別に関係なく各種制度を利用しやすい職場風土から、全従業員の10%が短時間勤務を利用。有給休暇の取得率が90%を超えていることに加え、過去5年間における男性の育児休業取得率も59.5%を達成するなど、男女が共に仕事と家庭を両立しやすい環境が整っています。更に、子ども参観や各種イベント等では家族ぐるみで交流が実現するなど、風通しの良い職場も実現しています。

（問） 県男女家庭課 078-362-3160



## お知らせ・参加者募集中の講座

### ★女性のための働き方セミナー★

#### ライフプランと働き方

～社会保険や所得税の扶養と公的年金の仕組み～

- ◆日時：4月23日(火) 10:00～12:00
- ◆内容：扶養範囲か、社会保険加入か。ライフプランを叶える働き方を考えましょう

#### 介護で仕事をあきらめない！

～突然の介護で悩まないために～

- ◆日時：4月26日(金) 13:30～15:30
- ◆内容：介護支援制度や相談機関等を事前に知り、いざというときに備えましょう

- ◆場所：県立男女共同参画センター セミナー室
- ◆対象：再就職または継続就業をめざす女性各回10名(受講無料。申込多数、抽選)
- ◆一時保育：1歳半から就学前のお子さま各回6名(無料、要予約)
- ◆申込：インターネット申込また申込書をFAX、郵送、持参(電話可)

### ★お知らせアラカルト★

- ✓「第9期地域男女共同参画推進員」は、今年度も引き続き募集しています。
- ✓「第23期男女共同参画アドバイザー養成塾」は、まもなく募集を開始します。
- ✓「ひょうご女性未来会議」に参加しませんか。第36回は5月に開催予定です。
- ✓「イーブン保育付きライブラリー」は、毎月第3火曜日10:00～12:00に開催します。
- ✓「紙芝居・絵本の読み聞かせひろば」は、毎月原則1回第4水曜日開催します。
- ✓ イーブン・ホームページをリニューアルしました。<https://www.hyogo-even.jp/>

※このページの詳細は、下記までお問い合わせください。

## 兵庫県立男女共同参画センター・イーブンの相談窓口

種 類	相談方法	電話番号等	実 施 日 時	
女性のためのなやみ相談 (女性カウンセラー)	電話(直通)	078-360-8551	月～土曜日	9:30～12:00 13:00～16:30
	面接(要予約)	078-360-8554	月～金曜日 土曜日	11:00～18:40 9:20～16:50
法律相談(女性弁護士)	面接のみ ※なやみ相談(面接)後に予約		毎月 第2水曜日(原則)	
男性のための相談(男性臨床心理士)	電話	078-360-8553	毎月第1・3火曜日	17:00～19:00
女性のためのチャレンジ相談 (女性社会保険労務士等)	電話・面接 (電話・面接とも要予約)	078-360-8554	毎月第1～4木曜日、 5/25	10:00～13:00
女性就業相談室ハローワーク相談窓口	問い合わせ(電話相談不可)	078-360-8260	月～金曜日	9:00～17:00
情報相談(情報アドバイザー)	電話(直通)	078-360-8557	月～土曜日	9:00～17:00
不妊・不育専門相談(助産師等)	電話(直通)	078-360-1388	毎月第1・3土曜日	10:00～16:00
	面接(要予約)	078-362-3250	毎月第2土曜日、 5/22、8/28	14:00～17:00
思いがけない妊娠SOS(助産師)	電話(直通)	078-351-3400	月曜日と金曜日	10:00～16:00
	メール	<a href="http://ninshinsos-sodan.com">http://ninshinsos-sodan.com</a>	随時受付。返信は原則として1週間以内	

### ひょうご男女共同参画ニュース

平成31年4月号(Vol. 97) ※毎月1日発行

【編集・発行】 兵庫県立男女共同参画センター・イーブン、兵庫県男女家庭課

【問い合わせ】 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー7階 兵庫県立男女共同参画センター  
TEL:078-360-8550 FAX:078-360-8558

【開館時間】 月～金曜日 9:00～19:00/土曜日 9:00～17:00 HP <https://www.hyogo-even.jp/>

【休館日】 日曜日、祝日、国民の休日、年末年始(12/28～1/4) Facebook <https://www.facebook.com/hyogo.even>

このニュースは、関係機関・団体や希望者に配信させていただくとともに、男女共同参画推進員がお配りさせていただいています。配信を希望される方は、上記にご連絡ください。